

# 平成26年度 利府町私立幼稚園就園奨励費補助事業<申請案内>

## 利府町教育委員会

利府町私立幼稚園就園奨励費補助金について、本案内の内容をご確認の上で交付を希望する保護者の方は、お子さまが通園する幼稚園に申請書を提出してください。

### 1. 補助対象者及び補助限度額（※裏面別表を参照）

下記の条件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 利府町に住民登録していること
- (2) 子どもが私立幼稚園に通園していること
- (3) 町で規定する対象世帯区分に該当すること

### 2. 申請に必要な書類

- (1) 保育料等減免措置に関する調書（様式第3号）
- (2) 平成26年1月1日以降に利府町に転入された方は、前住所地の市町村で発行する市町村民税の課税（非課税）証明書を添付してください。

※未申告の方は、速やかに所得の申告を済ませ、同様に証明書を添付してください

### 3. 対象世帯区分にかかる所得割課税額の算定方法について

住民基本台帳（世帯員全員）に記載されている方（以下「同一世帯」という）の、市町村民税所得割課税額を合算いたします。（※参照する市町村民税額は、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とします）

ア 園児と同一世帯に属し、生計を共にしている父母

（単身赴任等で住所が異なる場合も含まれます）

イ 園児と同一世帯に属し、生計を共にしている祖父母やおじ・おばなどのうち、家計の主宰者である方（※家計の主宰者は、「当該園児を市町村民税算定上、扶養控除の対象であるか」「世帯構成員の最多収入者であるか」等により、利府町において総合的に判断します。）

### 4. 対象世帯区分にかかる所得割課税額の算定方法について

「利府町すこやか子育て支援事業」の支援を受けている場合、利府町幼稚園就園奨励費を受けることが出来ません。ただし、今年度に入園する園児の場合には、入園料の一部のみ補助対象となる場合がありますので、申請いただくことが出来ます。

### 5. 補助交付額の決定と支払いについて

就園奨励費の交付額決定は平成27年2月中旬頃、また、支払いについては、役場から各幼稚園に3月上旬頃に一括支払予定となりますので、その後（3月中旬頃）に各園から保護者へ支払されます。

### 6. 保護者からの申請書の提出先と申請期限並びに記入上の注意

- (1) 提出先：在園する幼稚園（※各幼稚園が取りまとめます）
- (2) 申請期日：在園する幼稚園の定めた日（※各自、幼稚園へ確認願います）
- (3) 記入上の注意：①ボールペンで太枠の中をのれなく記入してください ②世帯状況については、園児と同居し、同一生計にある父母・兄妹姉妹・祖父母・おじ・おば等を記入してください。平成26年1月1日以降に利府町に転入された方は、前住所地の市町村で発行する市町村民税の課税（非課税）証明書を添付してください。 ③シャチハタ以外の印鑑で押印願います。

## 《平成26年度私立幼稚園就園奨励費補助限度額表》

私立幼稚園就園奨励費の補助限度（上限）額と該当要件は下記の表のとおりです。

なお、昨年度から国の要綱改正にともない、判定区分の一部において、世帯構成を加味した計算式により判定額を算出する部分があります。

補助対象世帯の 児童や園児の 人数などの 状況	園児1人あたりの年間補助（減免）限度額				
	1. 小学校1～3年生の兄・姉がいない世帯			2. 小学校1～3年生の兄・姉がいる世帯	
	①1人就園の場合、 及び同一世帯から 2人以上就園し ている場合の最 年長園児	②同一世帯から 2人以上就園 している場合 の次年長者	③同一世帯から3人 以上就園している 場合の①と②以 外の園児	①小学校1～3年生 の兄・姉を一人有 しており、就園して いる場合の最年 長園児	②小学校1～3年 生の兄・姉を一 人以上有しており、 左(①)以外の 園児
平成26年度 市町村民税等の状況					
生活保護の受給世帯	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
住民税非課税世帯	199,200円	253,000円		253,000円	
住民税所得割の課税額 34,500円 に下記合計を足した額以下の世帯 (1)16歳未満の扶養親族数×21,300円 (2)16歳以上19歳未満の扶養親族数 ×11,100円	115,200円	211,000円		211,000円	
住民税所得割の課税額 171,600円 に下記合計を足した額以下の世帯 (1)16歳未満の扶養親族数×19,800円 (2)16歳以上19歳未満の扶養親族数 ×7,200円	62,200円	185,000円		185,000円	
上記以外の世帯	—	154,000円		154,000円	

### ＜備考＞

- ※注1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算します。また、実際の保育料支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額が補助限度額となります。（住宅取得控除前の課税額で判定します）
- ※注2 上記表中の「扶養親族数」は、当該年度市町村民税の申告上のものです。
- ※注3 途中入園の場合は、在園期間に応じて補助金を算出します。
- ※注4 『利府町すこやか子育て支援事業』による保育料の助成を受けている場合は補助対象になりません。ただし当該年度に入園料を納めている場合は、入園料相当分は対象となります。